



遺言のことわざかる

ハンドブック

残された人に伝えたい…
最期のメッセージ

行政書士 佐藤正巳事務所

遺言制度

遺言制度は、自分が死んだあとに、残された人に伝えたいことを遺すことが目的です。法律用語では、故人のことを被相続人といいますが、最期のメッセージとしてたいへんに意義のあるものです。では、なぜ遺言が必要なのでしょうか？その利点として2つあります。

- 1 自分の財産を誰に引き継いでもらうのかをはっきりと意思表示しておくためです。とくに、法定相続人以外の者に引き継がせたい場合は、遺言が必要になります。もし遺言がなければ、被相続人の意思とは関係なく、相続人が協議することにより遺産が分割されることになります。このように自分の意思に反する財産の引継ぎを防止する意味で遺言の作成は重要です。
- 2 自分の財産を引き継がせるか、あるいはどのような割合で財産を引き継がせるかをはっきりさせることが必要になるケースがあります。とくに、事業を展開しているケースでは、後継者に指名した人に自社の株式を引き継がせなくてはなりません。遺言がないと、相続人の間でトラブルが起きやすく、スムーズに相続が進みません。

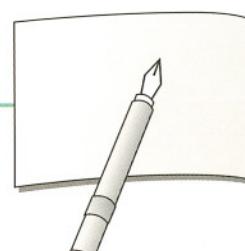
遺言作成の注意点

遺言は、必ず書面にしておく必要があります。その書面は法律で定められているルールに従って作成しなくてはなりません。自分で文書化したとしても、法律のルールから外れていれば、無効になってしまいます。正確な内容の遺言書をつくるためには、専門家である行政書士のアドバイスを受けるとよいでしょう。

また、被相続人が遺言を作成していること相続人の誰も知らないと、遺言書は書いた意味がなくなってしまいます。信頼できる人にその存在を知らせることは必要です。やはり、健康状態の良好な段階で、遺言書をつくっておきましょう。なお、遺言書は何度でも書き直すことが可能です。この場合、後から作成したものが有効となります。

以下のケースに該当する方は遺言を残すことが重要な意味を持ちます。

- 自分の死後、遺言によって認知をしたい方
- 借金が多く、相続人に不利益を与える恐れがある場合
- 親不孝な子供に遺産を相続させたくない場合
- 自分の配偶者など相続人の一人に、遺産の全部、または大部分を相続させたいとき
- 遺贈をしたい場合



公正証書遺言の作成実務

遺言を公正証書にする場合、行政書士がお手伝いすることが可能です。

- ① 行政書士が、遺言者（これから遺言を残す方）と面談します。そして、遺言の内容について打ち合わせをします。必要があれば、下書きの文書を作成します。
- ② 行政書士が、遺言者に代わって公証役場に「遺言を公正証書にしたい」と連絡します。
- ③ 公証役場から提出すべき資料が示されます。
- ④ 資料の収集を行い、すべてそろった段階で遺言の骨組みを紙に書き出します。注意点としては、住所、氏名、生年月日は、住民票の写しや戸籍謄本を用意し、正確に記載することです。また、財産の内容をできるだけ具体的に書くことが必要です。不動産については、不動産登記簿謄本を取り寄せて正確に記載します。定期預金や生命保険は、証書や証券に基づき記載します。このようにして、遺言書作成に必要な財産を特定していきます。
- ⑤ 公正証書遺言の証人になってくれる人2名と、遺言執行者を探します。なお、行政書士は、証人もなれますし、遺言执行人にもなることが出来ます。
- ⑥ 行政書士が、遺言内容の骨格を書いた下書きと必要書類を代理で、公証役場に持参します。なお、必要書類として、本人の印鑑証明書、証人になってくれる人の住所、職業、氏名、生年月日を書いたメモか住民票が必要です。また、財産をもらう人が相続人の場合は、戸籍謄本と住民票、その他の人の場合は住民票を提出します。さらに、遺産の内容が土地、家屋であるときはその権利証（または登記簿謄本）、および評価証明書を用意します。
- ⑦ 公証役場から日程調整の連絡を受けたら、いつ、誰と、何を持っていけばいいのかを確認します。
- ⑧ 指定された日に遺言者と証人は実印（証人は実印でなくてもよい）を用意して、公証役場に出向きます。
- ⑨ 公証役場では、遺言者にその主旨と主な内容を口述させ、あらかじめ用意した遺言内容を、公証人が遺言者と証人の前で読み上げます。
- ⑩ 公証役場における内容の確認が終わり、遺言者と証人が遺言に署名押印します。その後、遺言公正証書を認証した公証人が署名と押印します。
- ⑪ 遺言公正証書は、原本が公証役場で保管され、遺言者に正本と謄本が渡されます。
- ⑫ 最後に手数料を支払い、公正証書による遺言が成立します。



遺贈について

遺贈とは、遺言で自分の財産を特定の人に無償で与えることです。遺贈を受ける人を受遺者といいます。遺贈は、受遺者の承諾を必要としません。一方で、受遺者は、遺贈を放棄することもできます。受遺者は、相続人でない人でも問題ありません。また、会社などの法人ということもできます。なお、相続人に対する遺贈は、遺産分割方法の指定とみなされます。受遺者は、遺言者が死亡したときに、生存していなければなりません。

- 遺言でする無償の財産処分
- 遺言者の単独行為
- 単独行為は受遺者の承諾を要しない
- 相続が開始するまで（つまり遺言者が死亡するまで）何度も一方的に取り消したり、変更したりできる。

遺贈が行われるケースとは

内縁関係の妻に財産を与えたいとき

介護など面倒をみてくれた息子の嫁などに財産を与えたいとき

会社、社会福祉法人、慈善団体、市町村などに、財産を寄付したいとき

遺贈をする場合の注意点

どのような内容で遺贈をするかは、遺言をする人の自由です。ただし、相続人の遺留分を侵害していると、遺留分を侵害された相続人からの遺留分減殺請求によって制約を受けることがあります。遺留分は、直系尊属の場合は相続財産の3分の1で、その他のときは2分の1となります。この割合を超えると自由に処分できなくなります。実際、日本の民法では、遺留分を侵害された相続人が、自分の遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈および贈与を失効させ、財産の返還を請求することを認めています（1031条）。

包括遺贈と特定遺贈

包括遺贈は、遺産の特定割合を与えるものです。受遺者は、相続人のようになります。たとえば、2人の相続人がいて、1人の受遺者がいれば、3人が共同相続人になるのと同じです。

一方、家を与える、車を与える、宝石を与えるなどのケースは、特定遺贈になります。また、債務の免除も特定遺贈です。

負担付遺贈

「家をあげるので子供の面倒をみて欲しい」というようなケースは、負担付遺贈となります。この場合、受遺者が負担を実行しない場合は、相続人が催促します。それでも、状況が変わらないときは、遺言の取消を家庭裁判所に請求できます。

遺言書の種類

＝自筆証書遺言＝

遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自分で書いて、これに印鑑を押した遺言書のことをいいます。簡単に作成することは出来ますが、実際に本人の自筆かどうかを証明するのが難しく、偽造される危険性があります。また、地震、火災などで滅失してしまうこともあります。また、書いた本人が死亡してしまった場合、遺言書がどこにあるかわからなくなってしまうケースもあります。さらに、遺言書を発見した相続人が、中身を読み、自分に不利なことが書いてあると、破棄してしまうことも考えられます。自筆証書遺言の場合、相続開始後、家庭裁判所で検認の手続きを受ける必要があり、面倒です。

＝公正証書遺言＝

公正証書遺言は、公証役場で正式な遺言として認証をうけた公的な遺言です。この方式の場合、遺言書がなくなったり隠されたりすることはありません。偽造や変造の危険もありません。公正証書遺言を作成するためには、証人2人以上が立ち会うことが必要で、遺言者が口頭で公証人に内容を伝え、公証人が筆記します。それを、公証人が遺言者と証人に読み聞かせるか閲覧させます。そして、遺言者と証人が署名・捺印します。ただし、未成年者、被後見人、被保佐人、推定相続人、受遺者およびその配偶者、直系血族、公証人の配偶者、4親等内の親族、書記、使用人は証人や立会人にはなれません。

公正証書遺言の場合、家庭裁判所での検認の手続きはいりません。

＝秘密証書遺言＝

自分が死ぬまで遺言書の内容を知られたくないと考える人向けの遺言です。自筆証書遺言とは違い、他人に書いてもらうことも出来ます。パソコンで文書の作成を行うことも出来るので、完成した文書の下に自分で署名し、印鑑を押せば遺言として有効になります。遺言者は、署名、押印した遺言書を封筒に入れ、遺言書に押したのと同じ印鑑で封印します。遺言者は、その封書を公証人と証人2人以上の前に提出し、それが自分の遺言書であることと、遺言者の氏名、住所を申し述べます。公証人は提出された封書に提出日付と遺言者の話した内容を記載し、遺言者、証人とともにこれに署名し、印鑑を押せば遺言として正式に成立します。

秘密証書遺言の場合も家庭裁判所で検認の手続きを受ける必要があります。

遺言

自筆証書遺言

- 全て自筆のためお金がかからない
- 印鑑も認印でOK!

公正証書遺言

- 公証役場で正式な遺言として認証を受けた遺言
- 偽造や変造の危険もない

秘密証書遺言

- 遺言者が遺言を作成。その後、公証人に遺言が存在する事を証明してもらう。必ず封筒に入れて、印鑑で封印必要あり。ワープロ書きも可能。

遺留分について

被相続人の財産の打ち、一定の相続人に必ず承継されるべきものとされる一定の割合を遺留分といいます。財産処分は、自由が原則です。しかし、日本の民法では、財産の一定割合を遺留分として相続人に保証しています。

遺留分を持つ人は、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人です。すなわち、被相続人の子、その代襲者、配偶者、および直系尊属（父母など）です。

遺留分算定の基礎となる遺産の総額は、相続開始時の被相続人の財産の価額に、相続開始1年以内の贈与の価額を加え、そこから寄与分、債務を控除して計算します。

遺留分を持つ人の受けた相続財産が遺留分に満たない場合、これを遺留分の侵害といいます。遺留分を侵害された人が、侵害された分を取り戻したいときは、遺留分の減殺の請求をすることになります。遺留分の減殺の請求は、他の相続人に対する遺贈や贈与だけではなく、相続人以外の第三者に対する遺贈や、贈与についても可能です。

遺言書を作成するときには、遺留分のことを配慮した上で財産の承継を考えることが重要です。

なお、遺留分の放棄という制度もあります。遺留分の放棄については、家庭裁判所の許可を得て行います。同時に遺言書を作成しておけば、この遺言書の中味が遺留分を侵害していても、遺留分減殺請求は出来ません。

● 遺留分の割合 [本人]

法定相続人

遺留分割合

各相続人の遺留分割合



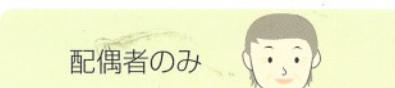
$$\text{配偶者} = 1/2 \times 1/2 = 1/4$$
$$\text{子供一人あたり} = 1/2 \times 1/2 \div \text{人数}$$



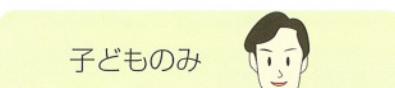
$$\text{配偶者} = 1/2 \times 2/3 = 1/3$$
$$\text{直系尊属一人あたり} = 1/2 \times 1/3 \div \text{人数}$$



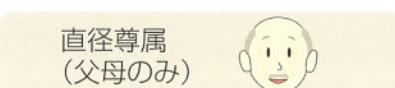
$$\text{配偶者} = 1/2$$
$$\text{兄弟姉妹} = 0$$



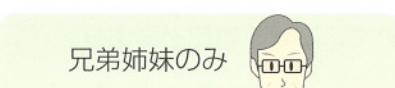
$$\text{配偶者} = 1/2$$



$$\text{子供 1 人あたり} = 1/2 \div \text{人数}$$



$$\text{直系尊属 1 人あたり} = 1/3 \div \text{人数}$$



$$\text{兄弟姉妹} = 0$$

遺言の執行

遺言の執行とは、遺言内容を実現することです。遺言の執行は相続人・遺言執行者がする義務を負います。遺言をしても、遺言のとおりに実行されなければ、遺言者の意思は成就しません。そのため、遺言者は遺言で遺言執行者を指定し、または、その指定を第三者に委託することができます。行政書士を遺言执行人に指名することもできます。もし、遺言执行者がいないときは、家庭裁判所が利害関係人からの請求によって、遺言执行者を選任することもできます。

遺言执行者の役割

遺言执行者は、就任したならばすぐに相続財産の目録を調整して、相続人に交付しなければなりません。重要な点は、遺言执行者は、相続財産の管理その他遺言の执行に必要な一切の行為をする権利義務を有することになることです。また、遺言执行人は、相続人の代理人とみなされます。そのため、必要に応じて相続財産を処分することもできます。遺言执行人を無視して相続人が、相続財産の处分その他遺言の执行を妨げることはできません。

なお、遺言执行者への報酬は、相続財産のなかから支払われます。

● 遺言执行者の仕事

財産目録を作る

預貯金をおろす、株式を売る

遺言どおりに財産をわける

遺言どおりに不動産や移転登記をする

遺言の撤回

遺言者は、いつでも遺言を撤回できます。たとえば、Aさんに宝石を遺贈する内容の遺言が、次の遺言で同じ宝石をBさんに遺贈するとなっていた場合、最初の遺言は、撤回されたということになります。撤回権は、放棄することが出来ません。これは、本人に自由に遺言書を書いてもらおうという趣旨です。遺言は、本人の死によって初めて効力が生じるもので、したがって、本人の生きているうちはいつでも自由に遺言の撤回ができます。

遺言の撤回は、以下の4つの場合になれます。

- ① 後の遺言が前の遺言の遺言に抵触するとき
- ② 遺言者が前の遺言に抵触する生前処分や法律行為をした場合
- ③ 遺言者が故意に遺言書を破棄したとき
- ④ 遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したとき

遺言書の内容と相続人の意思の相違

遺言書の内容と、相続人の意思が必ずしも一致するとは限りません。基本的には、遺言が有効である限り、勝手に分割はできません。ただし、遺留分侵害があれば減殺請求権の行使をることができます。また、寄与分の主張ができることもあります。それ以外は被相続人の意思による指定相続分に従う他はありません。遺言の指定が、具体的な物件を誰かに与えるというのであれば、それに関しては、分割協議の必要はないことになります。一方、相続分や遺贈の指定が割合で示されている場合は、遺産の分割の協議が必要になります。



遺言しても法的な効力のない内容

○当事者の合意が必要なこと

- 婚姻外で生まれた子供を認知することや推定相続人の廃除などを除いた身分行為に関することは、遺言書に書いても無効です。
- 婚姻や離婚に関する事
- 養子縁組に関する事

○公序良俗に反すること

- 全財産を愛人の子供に与えるなど、道徳に反することは、遺言に書いても無効です。また、犯罪行為に関する事を条件にした遺言も法律的効果はありません。

○相続人の判断に任せられること

- 葬儀や香典について指示を遺言に書いておいても法的な拘束力はありません。また、臓器移植の意思表示や遺体解剖、お墓、弔いの指示などは法的な効力はないと判断されます。

遺言が無効、取消になる場合

- ①遺言能力の無い人の書いた遺言は無効です。たとえば、15歳未満の人が書いた遺言は無効です。
- ②行為能力の規定は適用されません。
- ③詐欺・脅迫による遺言は取り消すことができます。
- ④成年被後見人の場合、能力を回復した状態で2人以上の医師の立会いがあれば有効となります。
この条件が満たされないと無効となります。
- ⑤被後見人が、後見の計算終了前に後見人・後見人の配偶者・後見人の直系卑属に有効な遺言をした場合は無効となります。ただし、後見人が被後見人の直系血族・配偶者・兄弟姉妹であるときは、後見の計算終了前でも有効となります。

お問い合わせは

行政書士 佐藤正巳事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-5-6 エステムプラザ丸の内ノースライズ 701

TEL 03(5913)9750 FAX 03(5913)9751